

○三重大学における学生の懲戒に関する指針

(平成17年11月16日指針第538号)

改正 平成19年6月28日指針 令和元年7月1日指針第538号

令和4年2月24日指針第538号 令和5年7月25日指針第538号

1 目的

この指針は、国立大学法人三重大学学則第57条及び三重大学大学院学則第48条に規定する懲戒に関し、手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 懲戒処分の対象

懲戒処分の対象となりうる行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) ハラスメント等人権を侵害する行為
- (3) 別表に定める試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (4) コンピュータ又はネットワークの不正使用等の情報倫理に反する行為
- (5) 本学の教職員の業務並びに学生の活動を不当な手段によって妨害する行為
- (6) その他、本学の規則に違反する行為、又は上記に準ずると認められる行為

3 懲戒処分の種類

懲戒処分の種類は、戒告、停学及び放学とする。

4 懲戒処分の対象となる事件事故

(1) 懲戒の目安

- ア 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
放学又は停学
- イ 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は戒告
- ウ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
戒告

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の当該行為に対する態度、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害、物的損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の处罚の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として放学に該当するものとする。

イ 刑事法上の处罚の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の刑法犯若しくは特別法犯が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」が認められるため停学に該当するものとする。ただし、事案の性質によっては、放学とする。

ウ 悪質性が認められないような過失犯が重大な結果を招來した場合は、原則として戒告に該当するものとする。

エ 交通事故の場合

- 1) 躲き逃げ、飲酒による人身事故等の悪質な交通犯の加害者となった場合は、停学とする。ただし、事案の性質によっては、放學とする。
- 2) 前号以外の交通事故についても事故の被害の程度や社会的な影響を考慮して、懲戒処分を行うことができる。

オ 学生の不正受験に対する懲戒処分は、原則として停学とする。ただし、特に悪質な事案に関しては放學処分を行うことができる。

カ 上記以外の事案によっては、被害の程度や社会的な影響を考慮して、懲戒処分を行うことができる。

(5) 過去に懲戒処分等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒処分を受けた者又は学部等で指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記の基準を超える重い処分をすることができる。

5 懲戒の手続

(1) 事件事故の届出

学生は、事件事故を起こした場合、担任、指導教員等に遅滞なく届け出なければならない。

(2) 学部長等への報告

担任、指導教員等は、前号の届出があった場合、直ちに学部又は研究科の長(以下「学部長等」という。)に報告しなければならない。

(3) 学長への報告、調査委員会の設置

学生の懲戒に相当すると思われる事件事故が発生した場合、学部長等は、速やかに学長に報告するとともに、事実関係の調査のために調査委員会を設置することができる。

調査での事情聴取において、学生には弁明の機会を与え、必要に応じて参考人の意見聴取を行う。また、本学教職員又は学生を当該学生の補佐人とするなどを認める。

当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

なお、ハラスメント等の人権を侵害する行為に関しては、三重大学ハラスマント対策委員会の下に設置された調査委員会が実施した調査結果によることができる。

(4) 懲戒処分の申請

学部長等は、調査結果に基づき処分案を検討し、教授会等の議を経て、「学生の懲戒処分申請書(様式1)」により学長に懲戒処分の申請を行うものとする。

(5) 懲戒処分の決定

学長は、学部長等からの申請に基づき教育研究評議会の議を経て処分を決定する。教育研究評議会は、必要に応じて処分検討委員会を設置し、事実関係の再確認、必要に応じた調査の実施、懲戒の必要性の検討等を行う。

(6) 懲戒処分書の交付及び異議の申立て

学長は、懲戒処分を決定した場合は、「懲戒処分書(様式2)」を作成し、学部長等から当該学生に対して交付させるものとする。

懲戒処分の効力は、懲戒処分書を交付したときから発生し、懲戒処分の期間は、処分の効力が発生した日の翌日から起算し、暦日計算による。

当該学生は、懲戒処分書の受理後、14日以内であれば処分に対する異議の申立てができる。なお、異議の申立ては、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由がある場合とし、学長に書面により申し立てるものとする。

(7) 異議の申立てに係る再審議等

当該学生から異議の申立てがあった場合は、学長は、前号の申立て書を部局長等に送付し、再調査をさせるものとする。

学長は、部局長等からの再調査結果に基づき、教育研究評議会に懲戒の適否及び種類・程度の検討を依頼する。

学長は、その検討結果を踏まえ、再審議の結果を学部長等から当該学生に対して通知させるものとする。

異議の申立てにより、懲戒処分の効力は妨げられないものとする。ただし、異議の申立てにより懲戒処分の内容を変更したときは、既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(8) 学籍簿への記載

学部長等は、懲戒処分の内容を学籍簿に記載する。

0.0.0 ○○○の理由により戒告

0.0.0 ○○○の理由により有期停学(○年○月○日～○年○月○日)

0.0.0 ○○○の理由により無期停学(○年○月○日～○年○月○日)

0.0.0 ○○○の理由により放学

6 懲戒処分の執行等

(1) 停学処分の種類

停学は、有期又は無期とし、次のとおりとする。

ア 有期停学は、2カ月以内の期限を付すものとする。ただし、停学期間が満了することにより処分を解除することが適当でないと判断される場合は、更に2カ月の範囲内で期間を延長することができる。

イ 無期停学は、期限を付さないものとする。

(2) 停学処分の解除

ア 有期停学の処分解除

有期停学処分は、停学期間の満了する日をもって終了する。

イ 無期停学の処分解除

無期停学処分を受けた学生の停学処分を解除するときは、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、次により処分を解除することができる。

1) 学部長等は、教授会等の議を経て、学長に停学処分の解除の申請を「学生の停学処分解除申請書(様式3)」により行うものとする。

2) 学長は、学部長等からの申請に基づき、教育研究評議会の議を経て、停学処分の解除を決定するとともに、「停学処分解除通知書(様式4)」を作成し、学部長等から当該学生に対して交付させるものとする。

3) 停学処分の解除は、停学開始日から2カ月を経過した後でなければ行うことのできない。

(3) 謹慎

学部長等は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、学生に懲戒処分の決定前に謹慎を命ずることができる。

謹慎の期間は、原則として1ヶ月を超えないものとする。

(4) 懲戒処分と学籍異動

ア 自主退学

学部長等は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとし、懲戒処分の決定後に自主退学の申出があった場合は、教授会等の議を経て、退学を許可することができる。

イ 休学

学部長等は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に休学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。また、停学中の学生から当該停学期間を含む休学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

ウ 休学許可の取消し

休学中の学生に対し停学を命じる場合は、当該学生の停学期間の起算日以降の休学許可を取り消すものとする。

(5) 不正行為による単位の取扱い

試験等における不正行為による単位の取扱いは、次のとおりとする。

ア 不正行為による懲戒処分を決定したときは、不正行為のあった授業科目の成績評価は「無効」とし、履修を取り消さない。なお、当該授業科目が除外科目の場合も同様の取扱いとする。

イ 不正行為のあった授業科目以外の当該学期に履修した他の授業科目(通年科目及び集中講義科目を含む。以下「他の授業科目」という。)の履修は、除外科目を除き、すべて取り消す。また、不正行為発覚後において学生に謹慎を命じた場合の当該謹慎期間中における授業科目の取扱いも同様とする。ただし、他の授業科目で成績評価が「不合格」であった授業科目は、履修を取り消さない。

(6) 停学期間中の措置

停学期間期間中は、教育課程の履修、試験等の受験、課外活動及び大学施設の利用を禁止する。ただし、大学施設の利用は、学部長等が教育指導上必要があると認めたときは、この限りでない。なお、停学期間期間中の履修手続は、停学期間処分の解除後、当該学生が所属する学部等又は全学共通教育センターが定める期間内に行うものとする。

停学期間中の学生に対する指導は、当該学生が所属する学部等の教員が担当するものとする。

7 懲戒処分に関する情報の非公開

(1) 非公開の原則

懲戒処分を実施した場合、学生の氏名、学籍番号、懲戒の内容及び懲戒の事由等は、当該学生以外には明らかにしないものとする。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りではない。

(2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載しないことを原則とする。

附 則

- 1 この指針は、平成17年11月16日から実施する。
- 2 学生の懲戒処分について(平成16年9月15日教育研究評議会承認)は、廃止する。

附 則(平成19年6月28日指針)

この指針は、平成19年6月28日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(令和元年7月1日指針第538号)

この指針は、令和元年7月1日から実施する。

附 則(令和4年2月24日指針第538号)

この指針は、令和4年4月1日から実施する。

附 則(令和5年7月25日指針第538号)

この指針は、令和5年10月1日から実施する。

別表

試験等における不正行為

[別紙参照]

様式1

学生の懲戒処分申請書

[別紙参照]

様式2

懲戒処分書

[別紙参照]

様式3

学生の停学処分解除申請書

[別紙参照]

様式4

停学処分解除通知書

[別紙参照]

学生の懲戒処分フローチャート

[別紙参照]